

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年4月28日（金） 7：57～8：12

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）  
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）  
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）  
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）  
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）  
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）  
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）  
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官  
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 10件
- 国会提出案件 4件
- 公布（法律） 4件
- 人事 3件
- 報告 1件
- 配布 2件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解等となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止」及び「同本部の廃止を国会に報告すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、同本部を5月8日に廃止するとともに、廃止した旨を国会に報告するものであります。

次に、経済安全保障推進法の基本指針について、御決定をお願いいたします。「特定社会基盤役務に関する基本指針」は、規制対象となる事業者等を定める際の留意事項等を、「特許出願の非公開に関する基本指針」は、非公開の対象となる発明の考え方等を、それぞれ定めるものであります。

次に、「海洋基本計画」の変更について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、谷大臣から御発言があります。

次に、「令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置の適用期間の延長」について、御決定をお願いいたします。本件は、昨年台風14号等により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資の貸付利率を軽減する特別措置について、その適用期間を令和6年5月1日まで1年間延長するものであります。

次に、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」の廃止」について、御了解をお願いいたします。本件は、入管法に基づき、感染の拡大している国等に滞在歴がある外国人等の上陸拒否を可能としていた取扱いを4月29日午前0時をもって終了するものであります。

次に、「中小企業白書」及び「小規模企業白書」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部改正法」外3件が、26日の参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、明日から5月5日まで、各国首脳会談等のため、齋藤法務大臣が、5月2日から6日まで、林外務大臣が、明日から5月7日まで、鈴木財務大臣が、5月1日から4日まで、永岡文部科学大臣が、30日から5月4日まで、加藤厚生労働大臣が、5月2日から6日まで、西村経済産業大臣が、明日から5月8日まで、河野デジタル大臣が、5月3日から7日まで、岡田国際博覧会担当大臣が、5月1日から6日まで、各国

政府要人との会談等のため、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、財務官神田真人外2名に、アジア開発銀行総務会第56回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、高際澄雄外686名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章等授与について御決定をお願いいたします。

次に、教育未来創造会議の第2次提言「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」について、御報告があります。本件につきましては、後程、文部科学大臣から、御発言があります。

次に、配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。なお、本件の公表時刻は8時30分ですので、それまでの間、不公表となります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・イスラエルワーキング・ホリデー査証に関する協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、相手国の青少年に対し、休暇目的の入国及び旅行・滞在資金を補うための付随的な就労を認めるものであります。

次に、「日・チリ科学技術協力協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、両国間の科学技術分野における協力を一層拡充・強化するための枠組みを設けるものであります。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をエジプトとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「カイロ地下鉄整備計画」に1,000億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、以上3件につきましては、相手国政府との署名及び書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、谷大臣。

○谷国務大臣：第4期海洋基本計画は、海洋政策の大きな変革、いわゆる「オーシャントランスフォーメーション」を推進すべき時との認識の下、我が国の海洋政策の今後の指針を定めるものです。本計画では、海洋政策上の喫緊の課題に対して、まず、「総合的な海洋の安全保障」を柱とし、安全保障の観点から海洋政策を幅広く捉えた取組を政府一体となって、引き続き、進めることとしております。また、「持続可能な海洋の構築」を新たに柱とし、脱炭素社会の実現に向けた取組を進め、その取組を通じて海洋産業の成長につなげるとともに、国際的な取組を通じて我が国の海洋環境の保全・再生・維持と海洋の持続的な利用・開発を図ることとしております。このほか、海洋の産業利用の促進、科学的知見の充実などを図ることとしております。担当大臣といたしましては、海洋政策を推進するガバナンスをさらに強化し、本計画を確実に実行して参りたいと考えておりますので、引き続き、閣僚各位の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、経済産業大臣から2件御発言がございます。

○西村（康）国務大臣：過去半世紀以上にわたり原子力を利用し、使用済燃料が既に

存在している以上、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、必ず解決しなければならない重要な課題です。国が、政府一丸となって、かつ、政府の責任で、この問題に取り組むべく、関係府省の皆様にも御協力いただき、先ほどの「最終処分関係閣僚会議」で改定案をまとめました。今後、本基本方針に基づき、関心を有する自治体の掘り起こしのための全国行脚や、文献調査受け入れの検討に関する段階的な申し入れ、調査の受入れ自治体等への政府を挙げた支援など、最終処分の実現に向けて取り組んでまいります。関係府省の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

○西村（康）国務大臣：この度、「令和4年度中小企業の動向」及び「令和5年度中小企業施策」、いわゆる中小企業白書、並びに、「令和4年度小規模企業の動向」及び「令和5年度小規模企業施策」、いわゆる小規模企業白書を取りまとめました。これらの白書では、まず、物価高騰や人手不足等に直面する中小企業・小規模事業者の最新の動向を分析するとともに、中小企業の成長に向けた、企業戦略と経営者の重要性や、小規模事業者による地域課題解決の取組の重要性について分析を行いました。今後も、今回の分析を踏まえつつ、中小企業や小規模事業者への支援に全力で取り組んでまいります。関係省庁にも、引き続き、御協力をよろしくお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、文部科学大臣。

○永岡国務大臣：今般、教育未来創造会議において、第2次提言として、「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」を取りまとめました。関係閣僚の御尽力に感謝申し上げます。今回の提言は、コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資に関し、①コロナ後の新たな留学生派遣・受入れ方策、②留学生の卒業後の活躍に向けた環境整備、③教育の国際化の推進について、今後取り組むべき具体的方策等を取りまとめたものです。本提言の実現に向け、関係閣僚の御理解・格段の御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、総務大臣。

○松本国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。3月の完全失業率は、季節調整値で2.8パーセントと、前月に比べ0.2ポイントの上昇となりました。これは、3月の完全失業者が前月に比べ15万人増加したことによるもので、うち6万人が自己都合により離職した者となっています。また、就業者数は6,699万人と、1年前に比べ15万人増加し、8か月連続の増加となりました。なお、令和4年度平均の完全失業率は2.6パーセントと、前年度に比べ0.2ポイントの低下となっています。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：本日、一般職業紹介状況結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。令和5年3月の有効求人倍率は、季節調整値で1.32倍と、前月を0.02ポイント下回り、都道府県の有効求人倍率は、引き続き、全ての都道府県で1倍を上回り

ました。また、正社員有効求人倍率は、1.02倍と、前月と同水準となりました。なお、令和4年度平均の有効求人倍率は、1.31倍と、前年度を0.15ポイント上回りました。求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、求人が減少した産業もあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直しています。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要があると考えています。引き続き、雇用と生活をしっかりと守るため、求職者の方が置かれている状況に応じた、きめ細かな就労支援に取り組んでまいります。また、関係省庁と連携しながら、「構造的な賃上げ」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

- 松野国務大臣：次に、私から、2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議の開催について、申し上げます。2027年国際園芸博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、これに係る重要な問題であって国の施策に関連する事項を協議する目的をもって、「2027年国際園芸博覧会関係閣僚会議」を開催することとしたいので、御了解をお願いいたします。各閣僚におかれましては、本閣僚会議を通じて、関係閣僚が緊密に連携しつつ、政府全体で必要な対策を進められるよう、御協力をお願いいたします。

次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

- 岸田内閣総理大臣：齋藤健大臣ほか7人の大臣は、それぞれ海外出張いたしますが、その出張不在中、谷大臣を法務大臣の臨時代理に、松本大臣を外務大臣の臨時代理に、後藤大臣を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、小倉大臣を文部科学大臣及び厚生労働大臣の臨時代理に、渡辺大臣を経済産業大臣の臨時代理及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構担当大臣の事務代理に、西村明宏大臣をデジタル大臣並びにデジタル改革、消費者及び食品安全担当大臣の事務代理に、野村大臣を沖縄及び北方対策、地方創生、規制改革、クールジャパン戦略並びにアイヌ施策担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じることといたします。なお、私も、明日から5月5日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、松野内閣官房長官となりますので御了知願います。

- 松野国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。河野大臣から御発言がございます。

- 河野国務大臣：毎年5月は「消費者月間」です。テーマに即し、国、地方公共団体や消費者団体などが消費者に向けた啓発事業を行うとともに、消費者支援に功労のあった方への表彰を行います。今年の統一テーマは、「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」です。消費者がトラブルなく消費生活のデジタル化の恩恵を受けられるよう、消費者への啓発について関係閣僚の御協力をお願い申し上げます。本日お配りしたバッジは、身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン188（いやや）」の啓発バッジです。特に消費者トラブルに遭いやすい若者や高齢者の方にとって、トラブルに遭ったらすぐに相談できる「188」を知っていただくことが非常に重要です。ホットラインの啓発にも御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔令和5年  
4月28日〕（金）

## ◎一般案件

- 資料あり ○ 「新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について」の廃止について（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ { 1. 特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針
1. 特許法の出願公開の特例に関する措置、同法第36条第1項の規定による特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に係る情報の適正管理その他公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれ大きい発明に係る情報の流出を防止するための措置に関する基本指針
- について（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 海洋基本計画の変更について（決定）（同上）
- 〃 ○ 令和4年9月17日から同月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置の適用期間の延長について（決定）  
（財務省・内閣府本府・厚生労働・経済産業省）
- 〃 ○ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針の改定について（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」の廃止について（了解）（法務省）

## ◎国会提出案件

- 資料あり ○ 新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止を国会に報告することについて（決定）（内閣官房）

- 資料あり
- 1. 「令和4年度中小企業の動向」及び「令和5年度中小企業施策」
1. 「令和4年度小規模企業の動向」及び「令和5年度小規模企業施策」
- について（決定）（経済産業省）
- 〃 ○ 参議院議員神谷宗幣（無所属）提出中国製監視カメラの規制に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣府本府）

◎ 公布（法律）

- 資料なし
- ☆ 1. 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（決定）
1. 地方自治法の一部を改正する法律（決定）
1. 私立学校法の一部を改正する法律（決定）
1. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（決定）

◎ 人事

- 資料なし
- ☆ 内閣総理大臣岸田文雄外8名の海外出張について（了解）
- 資料あり
- 財務官神田真人外2名にアジア開発銀行総務会第56回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずることについて（決定）
- 〃 ☆ 宇都宮大学名誉教授高際澄雄外686名の叙位、叙勲等又は紺綬褒章等授与について（決定）

◎ 報告

- 資料あり
- ☆ 教育未来創造会議の「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第二次提言）」について（内閣官房）

◎ 配布

- ☆ 労働力調査報告（総務省）

☆月例経済報告

(内閣府本府)

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年〕 (金)  
4月28日

◎一般案件

資料  
なし

- ワーキング・ホリデー査証に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の協定の署名について  
(決定) (外務省)
- 〃 ○科学、技術及びイノベーションにおける協力に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の協定の署名について (決定) (同上)
- 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の書簡の交換について  
(決定) (同上)

[○署名あり ☆署名なし]